

10/1(日) 新潟水俣病現地調査が70名の参加で開催され、東京大気関係からはあおぞら連絡会・吉川理事長と大島事務局長、患者会・神山会計担当。ミナマタ東京から原告団・前畑さんと支援連絡会・土田事務局長、九州の不知火患者会から岩崎副会長と弁護団・村山弁護士、公害総行動・大越事務局次長らが参加しました。

昭和電工鹿瀬工場から排出された、2.5トンの水銀が「阿賀野川流域 60km」を汚染。公害は水俣に次いで、新潟にも「第二水俣病」として、住民の生活と健康を奪った。

水俣病の被害



※被害者分布図（合併前の市町村名で表示）
被害者の数には、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（受付期間：2010（平成22）年5月1日～12（平成24）年7月31日まで）に基づき新たに給付申請中の方の人数は含まれていません。

新潟市内から60kmも上流の寒村「鹿瀬村」に有機化学工場が建設され、80年余「最盛期には2,000人を超える労働者が働く大工場になりましたが、有毒金属、化学物質などを川に垂流し多数の流域住民が、水俣病に罹患する事件となります。

宝の川の恵（川魚等）を多食していた数千人の健康を破壊したのです。

「日本有数の大河に比し僅か5.5トン水銀」が「有機化され、メチル水銀」となって「食物連鎖で濃縮され」人々の脳・神経系を蹂躪しました。

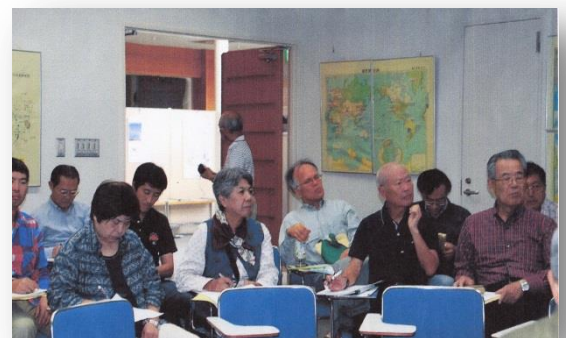
「水俣病として何らかの救済を受けた人」は4,000人(注本文)を超え、今なお救済から外されて、最後の頼みとして裁判を闘っている人が136人

50年もの闘いの歴史の中で、患者達は様々な救済措置を獲得してきましたが、水俣病として「公式(行政)認定されたのは705人」。後の3,300人は様々なレベルの救済とされ、特に3年前に門戸を閉ざされた「特別措置法」での該当者が1,800人を数えます。

136人の原告と弁護団 頑張る。

ノーモアミナマタ新潟第二次訴訟は、間もなく4年。15回の裁判を終え原告・弁護団は「年内に全原告の陳述書を提出」「2年以内の結審」を決意しています。

今回の現調でも、14人の原告が参加し3会場に分かれて現調団と交流、必死の決意が伝わってきました。新潟訴訟には全力を挙げて勝利の先陣を勝ち取って欲しいと心から思いました。



前列右端が吉川・左隣が大島・左端が神山さん

メチル水銀が犯人と解り、「50年前に全国の工場排水の調査を行っていないながら、事実を隠す(通産省)」。裁判で追いつめられる。

新潟水俣病における被害発生から拡大迄「国の責任を認めさせる」鍵を握る「重要証拠」が出されましたが「墨塗りの排水調査表」でした。

新潟地裁は「原本(墨塗りの無い)の提出を国に求めましたが、東京高裁・最高さんは地裁の判断を覆しました。その一方で高裁は重要な示唆も判じしました。

それは、国(当時通産省)が「全国トップクラスの生産量の鹿瀬工場の調査をしなかった」とすれば、原告側は「その適否を主要すれば」良く、「国の責任を判断するうえで極めて重要」としていることです。

国は墨塗りによって「崖淵に立たされた」と言えるでしょう。

以上

<大島文雄>